

【神奈川県多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託】

公募にかかる質問回答

番号	質問	回答
1	<p>(開館時間) 「開館時間の前後 30 分を準備・片付けの時間とする。」とは、「開館時間の前 30 分を準備、閉館時間の後 30 分を片付けの時間とする。」ということでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
2	<p>(事務所) 開設準備のために事務所はいつから利用可能か。</p>	<p>原則、委託契約期間の始期に合わせて、事務所を使用していただくことを想定しています。</p>
3	<p>(委託料) 「令和 5 年度の委託料は、原則として支払を前金払（3 回払）」とあるが、具体的な支払日はいつか。</p>	<p>初回の支払いは、委託契約締結（令和 5 年 10 月頃を予定）後、横浜市委託契約約款に基づき、受託者からの請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払います。また、2 回目、3 回目の支払いについても同じ要領で、それぞれ令和 6 年 1 月及び 2 月中の支払いを予定しています。</p>
4	<p>(神奈川県多文化共生ラウンジ実施要綱) 「令和 5 年 4 月 27 日から施行する。」となっているのは誤記か。</p>	<p>誤記ではありません。区役所の事業として、計画・検討を進めるにあたっての根拠のひとつとして、令和 5 年 4 月に制定しています。</p>
5	<p>(消防に関する手続き) 届出が必要となる防火管理者資格は乙種か。</p>	<p>ラウンジ区画の防火管理者として必要なのは、乙種防火管理者資格です。ただし、甲種資格を取得していても問題ありません。</p>